

TPP —競争のための協力—

椋島 洋美

はじめに

- 1 米国とアジア
- 2 P3/P4 の形成
- 3 米国の参加
- 4 競争のための協力

はじめに

近来、TPP（Trans-Pacific Partnership、環太平洋経済連携協定）についての関心が高まっている。2010年3月、米国など4カ国がTPPの前進であるP4へ参加するための交渉を開始し、10月には菅直人首相が所信表明演説でTPPへの参加について検討を開始すると表明、2011年11月には野田佳彦首相がTPP参加に向けて関係国と協議に入ることを明らかにした。それを受け2012年1月から2月にかけて、日本は、米国のほかTPPへの参加を確定している8カ国と実務者級の協議を実施するにいたったことから、直接利害の予想される各種団体やメディアを中心に忽ち百家争鳴の状態となった。だからこそ、逆に2012年12月の衆議院議員総選挙では、政党や候補者は票を失うことを恐れてTPPを主たる争点としながらない傾向が強まったが、TPPへの対応いかに

が今後の日本のあり方に深く関わる可能性がある。そして TPP 参加にかかわる論議は、日本国内に限ったことではなく、米国やニュージーランド等でも大きな関心と呼んできている。そもそも TPP は、なぜこれほどまでに論争性のある話題なのか。

日本での議論は、もっぱら「米国型の新自由主義や市場原理主義に日本経済がさらされること = TPP」として、21 世紀にやってきた黒船のごとくとらえられているように思われる。TPP に関するそのような黒船の理解はそれほど間違っていないかもしれないが、マスメディア、エコノミスト、各種団体が黒船的理解に基づいて行ってきた利得計算をベースにした賛否は、一面的でひどく単純化されているきらいがある。国会での議論ですら、TPP の一部を矮小化していると感じられることもある。TPP の性格の一面を過剰に強調することによって人々の鬱積を呼び覚ますとともに、単に「良い / 悪い」、「好き / 嫌い」といった二者択一的な選択ばかりか、さらには思考停止状態に陥らせてしまうのではないかという悪意すら勘ぐらざるを得ない。それでは、TPP をどう理解したらよいか。先走った見立てであることを恐れずに言えば、TPP とは協力と競争が入り混じる数次連立方程式に似た、複合的で複雑な要素を備えている。これまでに米国を含めて 9 カ国が参加し、今後の行方も未知数の部分が多い。それゆえ、現段階で TPP の構造を論断することは危険ではある。今、必要とされるのは今後展開されていこう TPP の潜在的構造を観察し、その方向性を解読することだ。本稿の目的は、TPP がどのような文脈の中で形成され、アジア太平洋地域のリージョナリズムとしてどんな意味を持っているのか、また、いかなる方向性を持っているかについて見きわめることにある。現在、TPP はアジア太平洋地域の 1 つの経済自由化政策としておよその了解を得てきているが、その自由化の意味こそ、時代、アクター、政治経済状況などによって幾様にも変化する。だから、現在の TPP は数年前の TPP の前身 P3/P4 とは構造的に違ってきているはずで、また今後も現在の見立てから離れていくことは十分に考えられる。あくまでも、本稿は 2013 年初頭時点での議

論であることに留意されたい。ところで TPP に絡んで、今、改めて重視されるべきは、米国が参加してきたことである。もともと小国による合従連衡から出発したものの、米国の参加を通して性格は変容しようとしてきている。本稿では米国に特に焦点を当て、米国の事情を汲んだ枠組みとして米国自身がリーダーシップを発揮することで、アジア太平洋地域の域内外の競争環境が激化される可能性を備えつつあることが確認される。

1 米国とアジア

(1) 世界金融危機に直面して

2007 年のサブプライム・ローン問題、さらにリーマン・ブラザーズの経営破綻によって米国経済はこれまでにない経済不況に陥った。結果、B. オバマ大統領が政権に就いてすぐの 2009 年 2 月、7870 億ドルの景気刺激策である「2009 年米国再生・再投資法」が成立したことに示唆的なように、新政権の最優先課題は経済再建とされた。既に知られているようにオバマ大統領は「100 年に一度の大不況」を救う救世主として期待されたものの、米国経済の落ち込みは歯止めがかからず、同大統領が TPP への参加表明をする直前の 2009 年 10 月には、米国の失業率は 26 年ぶりに 10% を超えた。失業者数は戦後最悪の 1570 万人にいたり、オバマ大統領就任後に職を失った人数だけでも 420 万人と、早急な対処が必要とされた（朝日新聞 2009 年 11 月 13 日朝刊）。

FTA 等による通商拡大が実現できれば、少なくとも急場しのぎにはなるはずであったが、オバマ大統領は、上院議員時代に米韓 FTA に慎重な立場を示すなど、必ずしも自由貿易協定に積極的立場とは言えず（渡辺 2009：204 - 205）、FTA は新政権の優先政策からは一時消し去られた。しかし、公正さを欠く非関税障壁や市場アクセスの改善によって米国の受ける利益は少なくはないという政府内外からの意見があいつぎ、結果的に共和党政権時代に締結した FTA の修正をオバマ政権の課題とするなど FTA に前向きな立場をとる

ようになる。既存の FTA の修正は、米国の通商戦略の一環であり、米国経済の再生に通じるものでもあった (United States Senate Committee on Finance, March 9, 2009)。

他方、アジアは一早く回復傾向を示し、世界金融危機直後にすらアジア内における相互貿易で約 35% の増加を記録し、その後も着実に成長していた (PECC 2010 : 25)。なかでも中国の存在は大きく、中国は世界金融危機で米国、EU、日本の急激な景気後退のあおりをうけたものの、2009 年の中国の国内総生産 (GDP) は 33 兆 5353 億元、実質成長率 8.7% で、GDP の増加分は、米国、ユーロ圏、日本の GDP 減少分の 4 分の 3 を補うほどだった (朝日新聞 2009 年 11 月 15 日朝刊)。

(2) 東アジアの重要性

東アジアは安全保障上の観点からはもとより、米国経済の立て直しにおいて特に重要な意味を持った。米国の貿易不均衡問題において、ケネディ政権以降 1990 年代まで、貿易自由化を要求する矛先はアジアの中では日本に専ら向けられたが、2000 年以降は、主として中国との問題に転化している (久保 2009 : 16)。米国ドルの為替摩擦についても、1980 年代には為替レートの是正の対象は主として日本円、韓国ウォン、台湾ドルだったのが、1990 年代以降は中国元との為替問題の比重が高まり、米国政府は再三中国に人民元の切り上げを要求してきている。人民元は 2005 年 7 月には約 2% 切り上げられ、その後緩やかに上昇を続けて、3 年間でおよそ 20% 切り上がったものの、世界金融危機と騒がれたところから中国からの輸出が減少したこともあり、人民元の相場は下落した。人民元相場の落ち込みについて、中国政府は市場の需給を反映した動きとして説明したが、2009 年 1 月、オバマ大統領から財務長官に指名されたガイトナーが、上院財政委員会所属議員の質問に対する書面での回答で、中国が不当に為替操作を行っていると言明し、しかもそれはオバマ大統領も確信していることだと説明したことから、一時期波紋を呼んだ。この発言の真偽

はともかく、世界金融危機をはさんだ期間の金融動向からしてオバマ政権が中国との為替問題を1つの課題としてきたことは間違いない（小島 2009）。米国はこれまでもアジア諸国に対し、経済不均衡是正のため、時には制裁をちらつかせながら、関税、非関税障壁の削減を要求したり、協調介入を求めたりしたほか、人民元を切り上げるよう圧力をかけるための法案を米国サイドで検討するなど、高圧的に迫ってくることがしばしばであった。しかし近年、中国は米国債保有量を急激に拡大させたことで事態は転換してきた。中国が保有する米国債は、2001年に2100億ドル強だったのが2006年には1兆ドルを越えて世界第1位の保有国になり、日本が続く第2位を占めるのが常態と化した。もはや、米国の対アジア政策はこれまでと異なる前提で動かざるを得ない。国際的なパワー構造は一転し、特に中国の相対的強さから、米中の攻守関係が変動するまでになってきているとされる（高畑 2009：129 - 130）。

また、アジアは言うまでもなく北朝鮮の核開発のほか、中国の軍事力強化、ロシアとの関係などの課題が山積し、米国の対応が求められる地域である。中東政策との関係でも米国の安全保障戦略を展開する要所としてアジアの位置づけは低くない¹⁾。むしろ、米国にとってアジアの重要性が高まる中、それに見合った形でアジアと近づけるかが懸案事項とされてきた。すでに1990年代末から、アジアではASEAN+3のほか二国間FTAが締結、検討されるようになり、それまで二国間経済協定の実績がほとんどなかった日本、韓国、中国がその軸として積極的に動いてきていることは、まさに米国にとってアジアから疎外されているとさえ言える状況であった。

ここに、近年米国がアジアへ接近する意味を垣間見ることができる。とはいえTPPについて言えば、もともとは、チリ、ニュージーランド、シンガポール、そしてブルネイとの枠組み—P3/P4—に乗りかかる形で誕生していて、既述のような動機が米国にあったとしても米国の参加する必然性は見えてこない。ゆえに、ここからはP3/P4の成り立ちを整理し、さらに米国が参加するプロセスを概観して考察を進めることにしよう。

2 P3/P4 の形成

(1) ニューゼaland・シンガポール緊密経済協定

TPP について考える前に、その前身の枠組みを振り返っておきたい。P3/P4 参加国のブルネイ、チリ、ニューゼaland、シンガポールは世界的に見て中規模から小規模の国に分類され、ともに対外依存度が高く経済自由化に積極的なスタンスを取っていたことで共通していた。一方、市場で競合関係にある産業が各国に初めから存在していたのも明らかで、TPP の難しさの 1 つが産業の競合関係にあるとすれば、ここで P3/P4 が日の目を見た条件を確認しておく必要があるだろう。なぜ、それらの国々は手を組んだのか。

包括的な自由化政策によって世界中の幅広い相手と貿易を行ってきたシンガポールは、冷戦終了以降 ASEAN 諸国との経済関係強化につとめ、ASEAN での自由貿易協定 (AFTA) 実施についてもイニシアティブをとってきた。ASEAN 諸国との緊密な関係はシンガポール経済の強みとされていたが、1997 年のアジア金融危機で債務超過に陥ったマレーシアやインドネシアなど ASEAN 諸国経済の影響をもろに受け、シンガポールの成長を牽引していた輸出は突如大きく落ち込んだ (浜石 1999)²⁾。各国が自由にモノ・サービスなどの貿易ができる体制を目指して 95 年に GATT に代わり発足した WTO についても最初から苦戦続きで、いつ最初のラウンドが立ち上がるか先行き不透明の状態だった。貿易と投資で発展してきたシンガポールは退却しなれない状態に陥った。シンガポールの通商産業省と外務省が合同で自由化のもう 1 つの道である二国間 FTA 政策について検討を開始したのは、まさにグローバルとリージョナルの経済局面双方に経済停滞を長引かせかねない暗雲が立ち込める中であった。二国間 FTA は当時、世界各地で締結が進んでいたが、アジアではほとんど試みられたことがなく、その可能性は未知数だった。が、シンガポールの外務省と通商産業省間で検討が始まってまもなく開かれた上級閣僚会合の場で、G. ヨー通商産業大臣をとおして、シンガポールが二国間自由貿

易協定という選択をすべきときに来ているという提案がされた (Dent 2006 : 98)。折しも 97 年から 98 年にかけてはアジア金融危機という深刻な事態に見舞われただけでなく、APEC で合意された早期自主的分野別自由化プログラムが、農林業で抵抗する日本等の影響ではば頓挫することが予想されるまでになり、94 年に合意された APEC の自由化目標の実現可能性も怪しくなってきた。米国通商代表部の S. パーシェフスキー長官は、98 年 11 月の APEC クアラルンプール会議に来ていたニュージーランドの L. スミス通商大臣に、APEC の内部グループとして P5 (Pacific 5) を作ることを提案した。P5 では、早期自主的分野別自由化プログラムなど APEC の自由化政策に積極的な米国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、チリの 5 カ国がメンバーとして想定され、APEC での自由化を牽引することが期待された。しかし、当の米国は、大統領貿易促進権限を欠いている状況でクリントン大統領からの支持がもらえないために参加を見送り、オーストラリアは当時、FTA に参加していくことに時期尚早という立場をとっていたことにより P5 に賛同しなかった。チリも、当座米国との二国間 FTA の成立に向けて専心したいという考えを表明した。それゆえ 99 年 9 月の APEC オークランド首脳会議日程中に P5 を検討する会合が持たれたが結果として、P5 が実現することはなかった (Dent 2006 : 191)。しかし、P5 の想定メンバーのうち残る二カ国のニュージーランドとシンガポールは、それを機に二国間貿易協定の交渉に乗り出すことになった (New York Times 14 Sep 1999)。すでに政府内で二国間 FTA を展開していく方向性を固めていたシンガポールにとって、ニュージーランドの重要性は貿易額の割合からしてそれほど高くなかったし、ニュージーランドにとっても同様のことが言えた (Lee and Ren 2011 : 127)。しかし、ともに 90 年代中盤までの好調な経済成長後、アジア金融危機で経済的に落ち込んだ経験から、各国内の潜在的可能性というよりはそれ以上のものへの計算があった。ニュージーランドは 1983 年に発効したオーストラリア・ニュージーランド緊密化経済協定 (ANZCER) によってオーストラリアとのつながりがあり、シンガポー

ルの後背には1990年代前半以来のAFTAがあった。ニュージーランドにとって、シンガポールをアジアのゲートウェイとして酪農産品、肉類、林産品、水産品など一次産品の輸出拡大に、シンガポールにとってもオセアニアに向けたエレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密機器などの製造業や、ビジネスサービス、運輸、通信業、金融サービス業などの第三次産業での販路拡大に期待が持たれた。ニュージーランドとシンガポールにとって、開かれた市場の維持が政治的社会的安定化と発展につながってきたという、経験に裏打ちされた信念はさることながら、そこにはともに将来的に保護主義的措置が域内外で発生したときへの備え、安全で安定した取引手段の保持、停滞するWTO、APEC、ASEANを活性化する足がかりといった計算があった³⁾。さらにシンガポールは、マルチラテラルな経済自由化の動きが滞る中で、他国に先駆けて地域自由化協定でイニシアティブをとることにより、地域協定のデファクト・スタンダードを構築することによる成果も狙っていた⁴⁾。両国とも、合理的判断を基盤に国際通商競争に参加するものの、そこでは別々に行動するのではなく手を組むことにより、市場の確保、対外的影響力の拡大、経済技術の相補関係構築、自由化モデルを提示する効果、の4つが得られると見込んだのであった。99年にオークランドでニュージーランドとシンガポールの首脳間で二国間協調に向けた協議を開始すると発表した後、6回の交渉を経て協定は2000年8月に合意され、2001年1月に発効した。

(2) P3/P4

ニュージーランドとシンガポールの間で二国間協定のための交渉が進む中、2000年初めには、ニュージーランド、チリ、シンガポールの間で経済連携のための研究会が設定された。同年11月にブルネイで行われたAPEC非公式首脳会議の期間中にこれら三国の首脳サミットが行われ、APECでの自由化を促進、拡大するための踏み台として包括的自由貿易交渉の形で、三カ国はP3 (Pacific Three Closer Economic Partnership、環太平洋三カ国経済緊密化

協定) に乗り出すことを支持した。当時の三カ国間の合意によれば、P3 とはニュージーランドとシンガポール間の協定とともに、ニュージーランドとチリ間、シンガポールとチリ間の、3つの二国間協定を成立させて完成するというものだった。シンガポールとチリ間の二国間 FTA に関しては、1999 年の APEC オークランドサミットの際に交渉を開始することが表明され、2001 年の APEC 上海サミットにおいても再確認されていた。ニュージーランドとチリ間の FTA に関しては、2000 年ブルネイでの APEC 首脳会議で交渉開始が明らかにされた。実のところ、3カ国のうちチリは、P3 の構成国がそれほど魅力的でないとして消極的だったため、チリも納得する自由貿易圏とすべくオーストラリアに P3 への参加が打診されていた。結局この時点でオーストラリアが P3 に参加することはなかったが、02 年 11 月、メキシコ・ロスカボスで行われた APEC 会議日程中にはチリ、ニュージーランド、シンガポールの二国間協定×3 セットの形ではなく、三カ国の枠組みとして交渉を進めていくことが合意された。三カ国での交渉は、03 年 7 月以降進められ、04 年 10 月の APEC 首脳会議までに協定を締結するという目標が立てられた。03 年 9 月、シンガポールでの実務者会議を皮切りに始まった P3 の交渉は、11 月に予定されていた 2 回目の実務者会議がチリ国内の酪農業者の理解が得られず延期され、第二回目は 2004 年 8 月に行われた。第 2 回目の交渉からオブザーバーで参加していたブルネイが、05 年 4 月の第 5 回交渉以降正式に加わり、P3 が発展する形で 05 年 7 月にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの 4 カ国で P4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership、環太平洋戦略経済パートナーシップ協定) が立ち上げられた (Ministry of Foreign Affairs and Trade 2005:10)⁵⁾。

P4 に参加する 4 カ国は既に貿易、サービス、金融の自由化を促進し対外依存度を高めてきた点と、1997 年のアジア金融危機の影響から経済的に沈んだ点で共通性を持っていた⁶⁾。それゆえ基本的に自由貿易協定ではあるが、関税障壁はすでにほとんど問題にする必要がなくなっており、関税障壁の削減とい

うよりは、関税手続き、動植物検疫手続き、貿易に関する技術的障壁、知的財産権、市場競争活性化、政府調達、紛争処理手続きなど非関税障壁の部分が中心になっていた。4カ国による協議は比較的スムーズに進んだが、1つの争点はすでに発効しているニュージーランドとシンガポールの間の緊密化経済協定がどのくらいP4に反映されるかだった。シンガポールは、先に結んだニュージーランドとシンガポールによる二国間協定が後に続く経済協定の雛形となるデファクト・スタンダードを狙って、P4での協調レベルはニュージーランド・シンガポール緊密化経済協定に従うべきという主張を展開した。しかし同協定は労働問題と環境問題に踏み込んだ合意を避けていたため、ニュージーランドとチリは、それをP4での基準として持ち込まれることを良しとせず、労働運動を規制し公害問題を放置しがちなシンガポールとのコンセンサスを難しくしていた。シンガポールから合意を容易に得ようとするならば、ニュージーランド・シンガポール緊密化経済協定と同様、労働と環境の問題をある程度回避したほうがよい。しかし、P4を国際的に優位な、競争性のある枠組みとするには、域外国がP4を魅力ある、質の高い枠組みとみなさなければ、その後のメンバー拡大や域外へ与えるインパクトは限定的となりかねない。この点から、シンガポールはP4で労働と環境の問題を扱っていくことに合意したという(Dent 2006: 194)。シンガポール国内政治の一貫性からすれば、受け入れがたい条件であったが、シンガポール自身関税以上の自由化問題を先取りする枠組みに身をおくことが、シンガポールの主要貿易相手国である米国、中国、日本、オーストラリアなどとの関係で長期的に見れば単独でプレーするよりも利益になるという判断があった。こうして労働と環境においてシンガポールは条件を飲み、さらにニュージーランドとシンガポール間の協定では盛り込まれていなかった人材養成、技術協力、知的財産権の保護などを含めるようシンガポールが提案し、合意へいたる。シンガポールによるこの提案は途上国による先進国への要求というよりは投資活動による国際分業体制拡大の可能性を見込んでいた。一方、ニュージーランドはチリにおける安い労賃目当てでの投資をもくろみ、逆

にチリは直接投資による技術移転を期待するなど、経済技術の相補関係からの動機もそこに存在した。最終的に合意は全 20 ヶ条、および環境と労働の 2 つの分野に関する覚書から構成され、2006 年に発効した⁷⁾。

P4 に対してニュージーランド政府は、ラテンアメリカ国家との初めての経済協定であると位置づけている (Ministry of Foreign Affairs and Trade 2005:13)。それぞれの構成国の経済力や国際的プレゼンスは大きいとは言えないものの、P3/P4 によって、アジア、オセアニア、ラテンアメリカを横断する地域枠組みが誕生し、構成国がそれぞれに関与する地域枠組み、たとえば AFTA、ANZCER、メルコスル (MERCOSUR、南米南部共同市場) とつながりやすくなる環境が誕生することになった。しかも、WTO プラスとも呼ぶべき、先取りした基準を設けたことで保護主義的な市場にも攻勢をかけることを可能にした。ここに、先述した経済技術の相補関係構築に加え、市場の確保、グループ形成による対外的影響力拡大、自由化モデルの提示という動機を見ることができる。

3 米国の参加

(1) ブッシュ政権の決断

2008 年 2 月、米国は金融と投資に関して P4 参加への交渉を行う意思を明らかにし、3 月に米国と P4 参加国による金融と投資に関する初めての交渉が行われた。もともと P4 では、金融に関する項目は当面对象外とし、協定発効後 2 年以内に金融と投資に関する新たな交渉を始めることが合意されていた。9 月に実施された 3 回目の交渉に際し、G.W. ブッシュ大統領は TPP の形成を前提として米国が P4 に加盟することを公表するとともに、オーストラリア、ペルー、ベトナムに対してはともに参加するよう申し入れている。それを受けて 11 月にペルーとオーストラリアは参加を表明、ベトナムもまずはオブザーバーとして加わることを明らかにし、P4 の名称改め TPP として第 1 回の交渉が行

われることになった。

世界金融危機の発端となるリーマン・ショックよりも前に、そしてブッシュ政権として最後の年になるこの時期に、米国が金融と投資に関する条項に関する交渉開始を求めて参加の意思を表明した意図は理解しがたい部分がある。任期 8 年を終えるにあたり、自分の在任中に日の目を見ないであろう、そして次期政権に葬り去られるかもしれない協定に乗り出すことは少なからず危険性があるからだ。ただ国際的に見れば、2001 年 11 月に開始された WTO ドーハ・ラウンドが、03 年 9 月のカンクン閣僚会議で頓挫、05 年 12 月の香港閣僚会議は一応進展を見せたものの 06 年 7 月に再び交渉は中断し、妥結までの道りが不透明な状況であったことはブッシュ政権の P4 参加に関する決断に少なからず影響を与えたかもしれない。ブッシュ大統領は 2001 年 1 月に就任して以降、自由貿易が景気を牽引するとしてその推進を主張し、WTO 交渉の進展を支持する方針を採りドーハ・ラウンド開始にも深く関与してきた。米国通商代表部もドーハ・ラウンド開始から妥結に向け尽力してきた経緯から、WTO での自由化促進を後押しするものを求めていた。2006 年 11 月の APEC 経済閣僚会議で、米国がチリ、ニュージーランド、シンガポールとともに FTAAP (Free Trade Area of the Asia-Pacific、アジア太平洋自由貿易構想) を提案した理由もここにあった。だが、APEC の枠組みをベースに自由貿易圏を構築しようという FTAAP に対してはアジア諸国からの抵抗があり、実現への道はなかなか見えてこない (椛島 2007)。対して、経済自由化に積極的な国に米国などを加えた拡大 P4 が現実のものとなれば、ブッシュ大統領の肝いりで APEC での提案に踏み切った FTAAP の実現可能性を高める上でそれはまさにうってつけ、米国のプレゼンスを高める上でも有用と理解された。P4 構成国にしろ、米国が参加を求めたオーストラリア、ペルー、ベトナムにしろ、APEC の中では自由化を徹底させることに積極的であり、これらの国々によってグループが作られれば、少なからず FTAAP 創出の原動力になる可能性がある。ここで拡大 P4 が FTAAP に発展することを想定するならば、米国が最初から関与し

て影響力を行使できる環境を構築しておくべきだ。米国は FTAAP の実現を見込んだ拡大 P4 に参加することにより、アジアやラテンアメリカはもちろん、ヨーロッパとの交渉の足がかりにもなることを見込んだ。特にアジアとの関係で言えば、アジア諸国は 2000 年ごろまで地域経済協定の締結にあまり積極的でなかったにもかかわらず、2005 年末までにアジア太平洋地域には 67 の自由貿易協定が開始され、そのうち 38 協定が署名済みもしくは交渉成立、また 47 協定にアジア諸国が関与する状況になっていた (Dent 2006: : 15)。そこに米国が関与する協定は数えるほどで、事実はともかく、形から見れば二国間協定で米国がアジアから疎外されている構図であった。他方ラテンアメリカに関しては、父ブッシュ政権時代に出された中南米支援構想を元に実現した FTAA (Free Trade Area of the Americas、米州自由貿易地域) が 1994 年以降進展し、2001 年 4 月の第 3 回米州首脳会議において 05 年 1 月までに交渉妥結、同年 12 月までに発効させることが確認されていた。しかし、米国とブラジルなどとの間に意見の隔たりがあり、2003 年以降ラテンアメリカ諸国で反米左派政権が相次いで成立したことも重なって交渉は事実上中断していた。05 年 11 月の米州首脳会議でメルコスル 5 カ国と、米国および米国を支持する 29 カ国との齟齬が決定的になり、交渉妥結の見通しは立たなくなっていた。米国とチリの間では 2004 年 1 月に FTA が発効していたが、シンガポールやニュージーランドがチリを窓口準加盟国として結びついているメルコスルやアンデス共同体の市場を期待したように、米国は拡大 P4 を FTAA 進展とラテンアメリカ市場進出の足がかりにしたかった。

ブッシュ大統領の P4 への参加表明は、また安全保障上の意味も含まれていた。著しい経済成長と軍事力増強でプレゼンスを高めた中国は、ASEAN との FTA や上海協力機構などの政治・経済ネットワーク作りに積極的で、米国やオセアニア諸国も参加する枠組みよりは ASEAN + 3 など太平洋西側に特化したものに傾注していた。911 テロ以降、米国は中国を戦略的パートナーとして位置づけるものの、前述のとおりアジアで増殖する FTA から疎外される傾

向にあったことも米国にとっては課題だった⁸⁾。また、2002年10月にナショナル・プレス・クラブでR.ゼーリック通商代表によって表明された競争的自由化戦略を受け、2003年以降はFTA交渉対象国について国家安全保障会議(NSC)と国家経済会議(NEC)が決定権限を持つようになった。FTA締結に、自由化による米国の経済的果実を拡大させることだけでなく、市場経済や民主化を促進して米国にとっての安全保障上の脅威を取り除く意図を含めることは既に1985年の米国・イスラエル間のFTA以来、しばしば見られていた。しかし、ゼーリック通商代表が発表した競争的自由化戦略によって、交渉国選定の基準として、当該国の政治経済状況、米国議会や米国産業界の支持、米国の外交や安全保障政策に対する当該国の支持具合が加えるという、経済的効果以上の効果を狙っていることが改めて公にされることになった⁹⁾。

但し、自由化協定を促進することについてブッシュ政権は広く理解を得ていたわけではなかった。特に2007年から米国議会の多数派を民主党が占める状況の中で、FTAが米国の国内失業者増加を生み出し、環境や労働者の人権に関する問題を基準の緩い国へ追いやる、いわゆる「底辺への競争」問題を引きおこしていることへの抵抗は大きかった。また、繊維や鉄鋼など、従来から政府による保護主義的措置を求めてきた製造業に加え、為替市場の不確実性ゆえに、農産物からも米国のFTAへの関与に否定的態度が示されていた。その点で拡大P4は労働や環境の問題に配慮した自由化政策をとることで一致してきていたし、米国の輸出市場として将来的拡大が見込まれる国々から構成されていて、議会とロビーに対して説明のつきやすいものであった。しかも、金融、為替、投資に関する条項をこれから決めるという段階で参加することで米国の意見を反映できる可能性が高く、しかも米国の産業界が中国へのシフトを進める中、環境や労働基準の規制も盛り込める余地は多々あり、その意味は米国にとって小さくなかった。P3の時代からものはや原産地規則、貿易の法的救済、公的調達、関税手続き、動植物検疫手続き、知的財産権の保護についての条項は盛り込まれている。国際競争力を有するサービス産業も、今後の枠組みの構

業仕方次第では十分切り込める潜在的市場がある。国内向けの説明は十分だった。イラクへの米軍駐留に厳しい批判が向けられ、911 以来、景気後退に拍車がかかる中、通商分野におけるブッシュ大統領の最後の功績づくりと共和党政権の支持獲得に拡大 P4 への参加表明は意味を持っていた。拡大 P4 が米国政府の目論見どおりにアジア太平洋の地域貿易圏として誕生すれば、米国にとってもブッシュ大統領にとっても光栄の至り、もし失敗してもブッシュ大統領の任期は年末まででそれ以上の責任を負う危険性はない。2008 年夏に発生した金融危機によって失業者が増加し自由貿易への世論的支持が落ちつつあった 9 月、P4 への参加へ向けて準備をしていることが S. シュワブ通商代表によって表明された¹⁰⁾。

(2) オバマ政権の対応

新たに P4 に加盟することを表明した米国、オーストラリア、ペルーと、当座オブザーバー資格で参加するベトナムを含めた形で新たに誕生することになった TPP (Trans-Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ) の第 1 回交渉は 2009 年に 3 月に行われることになった。しかし当の米国はと言えば、2009 年 1 月に就任したオバマ大統領によって TPP の交渉参加に関する無期限延期をいきなり表明されることになる。これは連邦議会の激しい反対運動に加え (Inside U.S. Trade April 17, 2009)¹¹⁾、オバマの勝利により政権運営をすることになった民主党自体が自由貿易推進派と自由貿易反対を唱える公正貿易派に分裂し、通商政策の展望について留保の状態を続けていたことが大きく影響した。前述した 2009 年 1 月の再生・再投資法案には、公共事業で米国の製品を優先的に調達、使用するよう義務づけるバイ・アメリカン条項も含まれており、同法案は下院で可決された後、上院でも合意された (New York Times Feb 4, 2009)。オバマ大統領がバイ・アメリカン条項によって貿易戦争の可能性を危惧し議会に直接反対したために、同条項は国際義務に違反しないような修正を加えられたが、民主党が労組に強力な支持基盤を持つ環境の下で保護主

義への傾斜し、新政権が保護主義的な勢力と妥協しなければならない状態は明らかであった (佐々木 2009: 169)。

さらに、ブッシュ政権では外交その他の理由から、通商に関する協定や合意を相手国が遵守しないことを容認し、そのことに議会内に根強い不満があったため、通商協定の執行強化をいかに図っていくかは、前政権との違いを明示する上でも不可欠だった。下院の歳入委員会が 2009 年 1 月に提出した通商執行強化法案にみられるように、非市場経済国への相殺関税発動、セーフガード発動回避要件の厳格化、知的財産権と製品の安全性の保護等は議会からオバマ新体制への要求であり、自由貿易を標榜する同政権にとっての課題となっていた¹²⁾。

オバマ政権が発足した 2009 年 1 月、米国通商代表部はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール、オーストラリア、ペルー、ベトナムとの間で予定されている TPP 協定についてパブリック・コメントの募集を開始した (Office of the U.S. Trade Representative 2009)。先に述べたとおり、2008 年 9 月にブッシュ大統領は米国が TPP メンバーと全ての分野で交渉に入っていく意思を表明し (Inside U.S. Trade Sep 26, 2009)、通商代表部を含め新政権でもその流れが引き継がれて 2009 年 3 月にシンガポールで行われる交渉に参加する予定だった。だが、新政府は通商政策の方向性が十分に固まっていないことを理由に、当座交渉に参加することを延期すると発表した。

当初は TPP 協定交渉と同時にニュージーランドやブルネイと二国間自由貿易協定を結んで、それぞれ年間 20 億ドル、5 億ドルの輸出増を見込み、米国商工会議所などビジネス界も貿易と投資を拡大させる絶好の機会として支持していたが、ここにきて TPP 参加自体を再考することになった。この背景には、新政権が無視できない諸勢力の動きがあった。たとえば、非市場経済国であるベトナムでは、織物、アパレル業界を含め主な産業で政府が大きく関与している。ベトナム諸業界の賃金体系や銀行等金融機関も政府の統制下にあることを米国織物業界は注視し、ベトナムが参加予定メンバーとして想定されてい

る TPP 協定へ参加することに米国政府は慎重になるべきだとした。また、酪農業界および牛肉産業はニュージーランドからの製品が米国に入ってくることを懸念し TPP には反対の姿勢を堅持した¹³⁾。他方、米国労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) は、ニュージーランドが政府調達協定に未署名であること、ベトナム、ペルー、シンガポールの労働法に問題があることを指摘し、協定執行に関して強制力のない TPP に参加しても米国労働者ひいては米国の利益が阻害されるだけだと非難した (Inside U.S. Trade Feb 27, 2009)。市民団体の中にも、通商条約に関する透明性と説明責任、労働問題や環境問題、知的財産権の問題などを協定の中に盛り込み、一定の強制力を伴ったものとしなければ TPP に賛成する余地はないという意見が上がっていた¹⁴⁾。

2009年2月、54人の民主、共和の両党連邦議会議員は、米国の安全基準を下回るような製品を輸入したり外国人投資家を特権化させ米国財政にダメージを与えたりするようなブッシュ時代のスタイルを踏襲した自由貿易協定を結ぶことには反対するとして、オバマ大統領に書簡を送っている¹⁵⁾。他方3月には45人の連邦議会議員が、TPPは経済障壁を削減する最高の基準であるとして TPP を支持する書簡をオバマ大統領に送付した¹⁶⁾。

決断は、同年11月14日、シンガポールで開かれる APEC 首脳会議へ行く前に立ちよった日本で示された。世界各地、特にアジアで FTA が増殖する中、米国が取り残されていく状況を避けなければならないこと、そして米国の東アジアへの復帰を実態として印象づけなければならないことから、米国の TPP への参加はその具体策だった。世界各地、とりわけアジアで FTA が増殖する中、米国が取り残されている状況を避けなければならないことや¹⁷⁾、オバマ新政権の下、米国の東アジアへの復帰を実体として印象づけねばならないことから米国の TPP への参加はその具体策だった¹⁸⁾。オバマ大統領は TPP を 21 世紀型の高度な基準と幅広いメンバーを包含する地域協定として認識し、米国がアジアへ積極的に関わっていく中での 1 つの足場にするとして TPP への参加を表明した¹⁹⁾。それに続いてカーク通商代表部代表は 12 月に米国議会に

対し TPP に参加することを正式に通告し、通商代表部幹部は、議会、産業界、農業分野およびその他の利害関係者や、労働問題、環境問題の専門家への根回しや協議をスタートさせた²⁰⁾。

(3) 米国は何を求めたか

TPP に参加すると見られるメンバーのうち、オーストラリア、チリ、シンガポール、パルー 4 カ国と米国は個別に自由貿易協定を締結済みだったため、それらの国々とあらためて自由化を進める意味は薄かったし、ベトナムとは繊維産業での競争性など協定締結による利益よりも懸念要因が多かった。ニュージーランドは以前から米国との自由貿易協定締結に積極的であったが (New Zealand Herald Nov 14, 2009)、当の米国はニュージーランドの人口規模や高度に自由市場を進めている実態からほとんど興味はなかったと言ってよい (McCormick 2005: 213-216)。米国の関心は、むしろまだ TPP に参加の意思を示していない国々、そしてそれらを包括する地域にあった。

たとえば、日本の経済状況は取り立てて意味のあるものではないとはいえ、米国は金融サービス部門の存在に注目していた。日本の生命保険市場は、米国、英国について世界第 3 位、損害保険については世界第 4 位に位置する。特に日本の生命保険料の規模は、日本を除く全アジア、中近東、オセアニア、アフリカの合計よりも大きい²¹⁾。日本の金融、保険市場における米国による直接投資は、2009 年末の統計で約 290 億ドルにのぼり、国際収支上では金融サービス部門で 12 億ドル、保険部門で 9 億ドルの黒字である上、日本の生命保険市場の約 12% をアメリカ資本の会社が占めているという実態があった。

しかし郵政民営化が実現した後に民主党が政権を取ったことで、かんぽ生命保険と郵貯銀行が政府の保証下に入る可能性が生じた。さらに食い込んでいける可能性のある市場で、割を食う危険が生まれ、米国の金融サービスをさらに日本で拡大させるための戦略が求められた²²⁾。政府が保証する金融サービス部門については中国や韓国でも同様に、金融市場が開放されれば米国経済の回

復や発展に寄与する。一方で政府介入の余地を残す日本の金融市場開放の方法を容認しつつければ中国や韓国でも日本の例がそのまま踏襲されかねない危うさもあった (Hufbauer and Muir 2010)。アジア諸国での為替、その他の非関税障壁の問題をクリアすれば、米国経済もアジア市場で相当なシェアを高める可能性は明らかで、どれだけアジア市場に入っていけるかが、米国経済の景気回復に影響を与えると見られた。アジア諸国と広く自由貿易協定を結ぶ TPP はまさに千載一遇のチャンスであり、経済成長、高スキル労働者を中心とした雇用の増加、米国からの輸出拡大、知的財産権の保護、貿易・労働問題・環境問題の技術的障害等はまさに TPP に対する米国のメリットとして喧伝された²³⁾。

とはいえ、米国は過去 2 回、1990 年代前半と後半に APEC で自由貿易圏を確立しようと試みたがともに失敗した経験をしている。アジアには非拘束性や各国政府の自主性を重視する形の国際協調が根本にあり、米国主導の市場開放を阻んできた。それでも、米国が FTAAP 構築を APEC で支持し、TPP をとおしてアジアの経済統合に再び関与しようとするのは、アジア太平洋地域の潜在的な市場規模はもちろん、それ以上の意図があったというのは既に述べたとおりである²⁴⁾。

米国の P4 から TPP にいたる参加の決断過程には、「競争のための協力」を見ることができる。米国単独の交渉で市場の開放を求めるよりは、TPP というグループとして臨んだほうがインパクトを与えられる。交渉相手が域外国であれば、TPP 参加候補国であれ効果はある。たとえば日本の市場に国際競争でいかに食い込むかをにらみながらも TPP メンバー間の協力をもって日本の TPP 参加に協力する、あるいは欧州市場でのシェア競争をもくろみつつ、まずは TPP の基準をグローバル・スタンダード化させるために域内協力するという意図が見え隠れする。TPP が非関税障壁に関する各種の規準や為替・金融に関する共通の規制システムを確立するとすれば、国際分業と国際競争のさなかで他国も (国内ロビーに圧力をかけられるか、世界的な兆候に圧力を感じ

るかなど過程の違いはあれ)、多少とも追従せざるをえない。しかもどのようなモデルにするかは、TPP 原加盟国の手中にある。TPP に最初から関わることで将来の競争で優位に立つ可能性を得られる。しかも、それが自由化に拒否感を示す国内ロビーや国民に対する効果的な説明にもなる。市場の確保、デモンストレーション効果としての自由化モデルの提示、国内政治対策——この3つが TPP に対する米国のモチベーションであった。

4 競争のための協力

TPP はニュージーランドとシンガポール間の二国間緊密経済協定から出発して以来、経済自由化、市場アクセス改善を前面に打ち出してきた。しかしここまで見たように、保護主義的措置に遭遇した際への保険的戦略、対外的影響力、経済技術の相補関係構築、デモンストレーション効果を狙う自由モデルの提示、国内政治対策などが協定締結の過程で強く意識されてきたことも無視できない。米国が参加するようになると、金融、保険、サービスの自由化や各種の規制など米国国内の事情を反映した性格が強まり、今日では単なる自由化以上の枠組みとして具体化してきている。自由化に積極的なアジア太平洋諸国を巻き込んで自由化のデファクト・スタンダードを形成しようとする勢いは、今後各方面へ影響を与える可能性がある。

2011年11月、ホノルルでの TPP 首脳会合に際しオバマ大統領は、TPP 実現にはいまだ残された課題が多くあるとしながらも、TPP が米国の輸出と雇用の面から経済を回復させる原動力になり、それはまた自由化の1つのモデルになるとして2012年にかけて交渉を積み重ねていく意欲を明らかにした²⁵⁾。2012年3月、メルボルンで行われた第11回 TPP 交渉では、かねてからの課題であった金融サービス、動植物検疫手続き、法律的問題、原産地規則、環境、通信、競争、政府調達、知的財産権などについて議論し、さらに電子商取引、市場アクセス、関税関連問題に関する検討も開始された²⁶⁾。現在は非関税障

壁について何をどこまで規制し、どのような基準にそろえていくかという、国際競争の枠組み作りに向けて協力しており、いわば「競争のための協力」の様相を示している。

また TPP の原構成国の多くが、非拘束や内政不干渉の原則を内容とする、いわゆる ASEAN ウェイや APEC 方式に不満を持ち、逆に拘束性のある自由化実施に積極的であることから、TPP 交渉を ASEAN ウェイに代わる外アールールや通商基準を確立したいという意思も見られる。最初の基準に関わる交渉を行っている現段階で判断するには尚早かもしれないが、ASEAN や APEC での緩やかなレジームとは違った形が提示される可能性は高いし、それが今後のアジア太平洋地域、さらにそれを越えた地域で採用させていこうという意気込みも見られる。TPP で確立した基準をめぐって EU と対峙することもありえるし、WTO での交渉で優勢に立つことも狙えるかもしれない。そこに新たな市場の獲得や対外的影響力をも期待できるとすれば、TPP 原構成国による先駆者の利益は TPP の枠組みに留まらない。現在、TPP のメンバーシップについて、現在の 9 カ国からどこまで拡大させるかに関する協議も並行して行われている。参加させる国によっては、TPP 型の自由化を阻害し先駆者の利益を限定的なものにしてしまったり、今までの APEC レベルでの自由化と大して変わらない形にとどめてしまったりするかもしれない。TPP を頓挫させてしまうことすら考えられる。オバマ政権が国内経済対策を背景に TPP を優先課題の 1 つとしている状況の中で、もはや TPP の協調ラインに立てない参加者は排除される可能性すらある。TPP は国際的な経済競争が今後さらに熾烈になると予想される中で、優位な立ち位置を協力して確保しようとする試みとさえ言えよう。

ところで、2011 年 11 月に野田佳彦首相がホノルルでの APEC 首脳会議出席にあたり、TPP 参加交渉に向けて関係国との協議を開始すると表明した後、特に国内的に焦点となったのは TPP 原メンバーで既に合意済みの部分を飲まなければならないのか、自由化に例外は認められるのかであった。2012 年 1

月から 2 月にかけて日本と TPP 原構成国との個別協議が持たれ、日本が TPP に参加することについて議論される中で、「包括的で質の高い協定への約束」、「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」、「交渉の進展を遅らせないこと」が参加の条件か問われた²⁷⁾。今までのところ、「包括的で質の高い協定への約束」を受け入れることを参加条件にするかどうか TPP 原構成国間での意見の一致はないが、仮にそのような約束を受け入れることが条件とされればどうなるのか。TPP 立ち上げにあたり、日本が TPP に入っても入らなくても、米国の通商戦略上そう大きく姿勢を変える必要はないし、米国経済にとって近年鍵となってきている中国についても同様であると言える。すなわち、日本や中国が TPP に参加する場合には、これまで実現できなかった範囲の通商基準を遵守するよう求めることができるし、参加しないとしても日米、米中の二国間交渉でアジア太平洋地域のデファクト・スタンダードとして TPP の基準に合わせるよう攻勢をかけることが可能となる。繰り返すように TPP は競争のための協調なので、そこで一定のラインが引かれれば枠組みの中にいようが外にいようが、あとは競争メカニズムに任せられる²⁸⁾。TPP での関税、非関税障壁削減がこのまま勢いづけば、アジア太平洋の地域内での競争作法を変化させる可能性は十分にあり、そうなったときの他の地域枠組みへの影響は今後の考察課題となろう。

1) イラクとアフガニスタンを中心とする海外戦費がかさんでいくことにどうオバマ政権が対応できるかが問われる中 (New York Times Feb 28, 2009)、「アフガニスタン後」、「イラク後」の米国の軍事政策、安全保障政策をどう描くかを大きな課題とした。その 1 つの回答が、2010 年 1 月、クリントン国務長官が表明した、既存の同盟関係を基盤にしながらもアジア太平洋の地域としての枠組み構築に積極的に関わっていく方針であろう。

<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/01/135090.htm> (2012 年 3 月 19 日確認)

2) アジア金融危機前からシンガポール政府によって組織されていた、国際競争力強化に関する委員会が先んじた対応がなされていたことにより、一時は危機を乗り切れるのではないかと見られていた。

3) ニュージーランドは当初、二国間協定には消極的で、あくまでも APEC を活性化させる

ことを求めていたと言われている。また、ラジャンによれば、シンガポールが二国間経済協定を結ぶことを通して、ASEAN や APEC の自由化を促進する旗振り役になることを期待していた (Rajan and Sen 2002)。

- 4) 紛争処理機能の設定についても、自らが新しい基準作りにかかわることで将来に向けて有利な立場に置こうとする想定があったとされる (Hoadley 2007)
- 5) P4 協定での合意は 2005 年 6 月に開かれた APEC 貿易相会合で発表されたが、実際に P4 が発効したのはニュージーランドとシンガポールに関しては 06 年 5 月、チリは 06 年 11 月、ブルネイは 09 年 7 月であった。
- 6) ブルネイはシンガポールとともに、ASEAN 諸国の中では関税がゼロに近い国として位置づけられる (Ariff 1997 : p.84)。
- 7) 原文については、ニュージーランド外交貿易省のウェブサイトを参照。
<http://www.mfat.govt.nz/downloads/trade-agreement/transpacific/main-agreement.pdf>
(2013 年 2 月 17 日確認)
- 8) シンガポールのリー・クワン・ユー元大統領が 2006 年 10 月にワシントンでブッシュ大統領と会談した際、中国へのカウンター・バランスとして P4 へ参加して一緒に貿易ルール作りを進め、中国を自分たちのゲームに引き込んでいこうというアプローチがされたという。その後、リー・クワン・ユーは機会あるごとに中国対策としての米国の関与を唱え続ける。たとえば、[East Asia Forum January 26, 2010] 参照。
- 9) <http://www.iti.or.jp/kikan68/68takii.pdf> (2012 年 3 月 12 日確認)
- 10) <http://ictsd.org/i/news/bridgesweekly/29777/> (2012 年 3 月 12 日参照)
- 11) TPP の影響で失業が生じることを懸念する議員の存在と通商代表部と連邦議会の確執がある。
- 12) 通商代表部による 2009 年の通商執行強化については、下記 URL 参照。http://www.ustr.gov/sites/default/files/uploads/reports/2009/asset_upload_file937_15405.pdf 下院へ提出された法案は HR.496: Trade Enforcement Act of 2009. <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-111hr496ih/pdf/BILLS-111hr496ih.pdf> (2011 年 12 月 13 日参照)
- 13) 一方、米国農業連盟 (American Farm Bureau Federation) は、2009 年初頭の時点では、中立の立場をとっていた。
- 14) たとえば、[Public Citizen 2010] の主張を参照。
- 15) <http://michaud.house.gov/press-release/54-house-members-send-letter-president-obama>
(2011 年 12 月 14 日確認)
- 16) <http://fpc.state.gov/documents/organization/145583.pdf> (2011 年 12 月 14 日確認)

- 17) 中国やインドがASEANとFTAを締結したり、韓国とEUとの通商協定が間近に発効を控えていることから米国商工会議所のような内部圧力も強かった（Armbruster 2011）。
- 18) 太平洋上に分断線が引かれて米国がアジアから排除される可能性に関して、J. ベーカー元国務長官から再三の強い警告があったという。ベーカー国務長官の警告を受け入れたという証としても米国のTPPへの参加は必要だった（Gordon 2010）。
- 19) Remarks of President Obama at Suntory Hall, Tokyo, Japan, Nov 14, 2009.
- 20) Trans-Pacific Partnership Announcement, Office of the United States Trade Representative <http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2009/december/trans-pacific-partnership-announcement>（2011年12月14日確認）
- 21) http://www.sj-ri.co.jp/research/insurance_finance/pdf/sophia_asia2010-12.pdf
- 22) 米国は1996年に初めて郵政庁下で行われている保険事業（簡保）が民間の年金保険事業や生命保険事業を阻害していると言及し、99年に再び改善を要求していた。日本の郵政事業はWTO違反と各方面から再三指摘されていたが、実際に米国は郵便事業や郵便局の行う貯金業務に対しての関心はなかったという（Suginohara 2008: 855）。
- 23) Office of the United States Trade Representative, “The United States in the Trans-Pacific Partnership”, Fact Sheet, November 2011. <http://www.ustr.gov/about-us/press-office/fact-sheets/2011/november/united-states-trans-pacific-partnership>（2012年12月26日参照。）
- 24) The 2009 Trade Policy Agenda and 2008 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program
- 25) <http://www.ustr.gov/about-us/press-office/speeches/transcripts/2010/november/remarks-president-barack-obama-meeting-tran>（2012年3月19日確認）
- 26) <http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/round-11-melbourne>（2012年3月19日確認）
- 27) 個別協議では外務省、経済産業省、農林水産省から構成される日本政府代表団に対し、各国からはそれぞれ異なる意見が表明され、TPPを質の高い協定へ一気呵成に作り上げているというわけではないということが判明した。また、予定では2012年の6月から7月にかけて実質合意をし、12月までに交渉を終えることが目標とされているが、センシティブな部分を中心に時間がかかっていることも明らかにされ、日本政府側の懸念がある程度払拭したとされる。
- 28) この点でRCEP（東アジア地域包括的経済連携）が構築されたとしても、TPPのルールや戦略自体をゆるがすとはまだはいかないのではないかと思われる。

参考文献

- Ariff, Mohamed (1997) "Intra-Regional Trade Liberalization in ASEAN a la AFTA", Chia Siow Yue and Marcello Pacini (eds.), *A SEAN in the New Asia: Issues and trends*, ISEAS.
- Armbruster, William (2011) "Obamas Ambitious Trade Agenda", *Journal of Commerce*, Jan 17, 2011.
- Challies, Edward R.T. and Murray, Warwick E. (2008) "Towards Post-Neoliberalism? : The Comparative Politico-Economic Transition of New Zealand and Chile", *Asia Pacific Viewpoint* (49.2), pp.228-243.
- Clinton, Hillary (2011) "America's Pacific Century", *Foreign Policy*, November. Deborah, Elms (2009) "From the T4 to the TPP: Explaining Expansion Interests in the Asia-Pacific", Paper Prepared for the Asia - Pacific Trade Economists' Conference ARTNeT, UNESCAP and UNDP Bangkok, November 2 - 3, 2009.
<http://www.unescap.org/tid/artnet/mtg/Deborah%20Elms.pdf> (2012年10月2日確認)
- Dent, Christopher M. (2006) *New Free Trade Agreements in the Asia-Pacific*, Palgrave Macmillan.
- Fergusson, Ian F. and Vaughn, Bruce (2010) "The Trans-Pacific Partnership Agreement", *CRS Report for Congress*, Congressional Research Service.
- Gonuguntla, Satya (2011) "An Evaluation of the New Zealand-Singapore Closer Economic Partnership Agreement", *International Review of Business Research Papers* (7.5), pp.119-127.
- Gordon, Bernard K. (2010) "America Misses Another Asian Opportunity; Obama's proposed 'Trans-Pacific Partnership' is a poor substitute for a real free-trade policy", *Wall Street Journal* (online version), April 22, 2010.
- Hoadley Stephen (2007) "Southeast Asian Cross-Regional FTA: Origin, Motives and Aims", *Pacific Affairs* (80.2), pp.303-325.
- Hufbauer, Gary Clyde and Muir, Julia (2010) "Turning Back the Clock: Japan's Misguided Postal Law is Back on the Table", *Policy Briefs* PB10-17, Peterson Institute for International Economics.
- Kolsky, Meredith Lewis (2011) "The Trans-Pacific Partnership: New Paradigm or Wolf in Sheep's Clothing?", *Boston College International and Comparative Law Review* (34.1), pp.27-52.
- Lee Lai To and Ren Yi Hooi (2011) "The Politics of Singapore's Bilateral Free Trade Agreements: Enlightened Self-interest to Promote East Asian Regionalism in the New Millennium?", Vinod K. Aggarwal and Seungjoo Lee (eds.), *Trade Policy in the Asia-Pacific: The Role of Ideas, Interests and Domestic Institutions*, Springer.
- McCormick, James M. (2005) "The New Zealand-United States Relationship in the Era of Globalization", Robert Patnam and Chris Rudd (eds.) *Sovereignty Under Siege? Globalization*

& *New Zealand* 213, 216)

Ministry of Foreign Affairs and Trade (2005), *The New Zealand-Singapore-Chile-Brunei Darussalam: Trans-Pacific Strategic Economic Partnership* <http://www.unescap.org/tid/artnet/mtg/Deborah%20Elms.pdf> (2012 年 3 月 12 日確認)

Mun Heng Toh (2006) "Singapore's Perspectives on the Proliferation of RTAs in East Asia and Beyond", *Global Economic Review* (35.3), pp.259-284.

Office of the U.S. Trade Representative (2009), "Request for Comments and Notice of Public Hearing: Proposed Trans-Pacific Partnership Free Trade Agreement," *Federal Register* (74.15), Jan 26. <http://www.thefederalregister.com/d.p/2009-01-26-E9-1515> (2011 年 12 月 14 日確認)。

Public Citizen (2010) "Comments Concerning the Proposed Trans-Pacific Partnership Trade Agreement", (Before the United States Trade Representative, Docket Number USTR-2009-0041), January 25.

Rajan, Ramkishan and Sen, Rahul (2002) "Singapore's New Commercial Trade Strategy: Examining the Pros and Cons of Bilateralism", in Chang L.L. (ed.) , *Singapore Perspectives 2002*, Singapore: Times Academic Press, pp.99-130.

Suginohara, Masako (2008) "The Politics of Economic Nationalism in Japan: Backlash against Inward Foreign Direct Investment?", *Asian Survey* (48.5), pp.839-859.

United States Senate Committee on Finance (2009) "Finance Committee Questions for the Record. Hearing on Confirmation of Mr. Ronald Kirk to be United States Trade Representative", March 9, 2009.

石川幸一 (2010)「環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資』81 号、64 - 74 頁。

椛島洋美 (2007)「アジア太平洋地域の行動様式からみる FTAAP の可能性」『横浜国際経済法学』16 巻 1 号、15 - 43 頁。

久保文明 (2009)「オバマ政権にとってのアジア 課題・政策」久保文明編『オバマ政権のアジア戦略』ウェッジ選書、12 - 51 頁。

小島明 (2009)「米国新政権の対外経済政策 - 国内の危機対策を投影し現実主義・結果重視へ」『国際問題』579 号、18 - 25 頁。

佐々木高成 (2009)「オバマ政権の通商政策：ドーハラウンド・FTA 政策の展望」『季刊国際貿易と投資』76 号、167 - 180 頁。

高畑昭男 (2009)「オバマ政権の対日本政策」久保文明編『オバマ政権のアジア戦略』ウェッジ選書、68 - 115 頁。

浜石満 (1999)「シンガポール」(第 7 回研究会報告 平成 11 年 5 月 14 日)『通貨危機後のアジア経済の動向について アジア経済情勢研究会報告書』財務総合政策研究所。 <http://>

www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk013i.htm (2012年3月12日参照)

渡辺将人(2009) 「オバマ政権の対中国政策」久保文明編『オバマ政権のアジア戦略』ウェッジ選書、118 - 165頁。

本稿は、日本国際政治学会 2012 年度年次大会で行った口頭報告(2012年10月20日)のために作成した原稿を加筆・修正したものである。